

令和7年厚木市農業委員会9月定例総会議事録

日 時 令和7年9月26日 金曜日 午後1時30分から午後2時5分まで

場 所 農業委員会会議室

出席者 会長

13番 山 川 宏 司

農業委員

1番 小 池 よし子

2番 早 川 暁

3番 内 海 則 行

4番 井 上 慎 一

5番 曾 根 義 久

7番 鈴 木 好 弘

8番 三 橋 澄 夫

9番 清 田 徳 治

10番 大 矢 和 人

11番 中 丸 豊

12番 松 前 進 (会長職務代理者)

欠席者 6番 高 澤 友紀子

事務局出席者 事務局長 都市農業支援担当主幹 農地管理係主事 農地管理係主事

議事日程

- 1 市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理について (報告10件)
- 2 農地法第3条の3の規定による届出について (報告17件)
- 3 農地法第18条第6項の規定による通知について (報告1件)
- 4 相続税の納税猶予に関する適格者証明について (報告1件)
- 5 農地法の適用を受けない土地の証明について (報告1件)
- 6 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について (6件)
- 7 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について (4件)
- 8 議案第34号 農用地利用集積等促進計画作成の要請について (31件)
- 9 議案第35号 国有農地等の売払いについて (1件)

<議長>

ただいまの出席委員は12人で定足数に達しております。

6番の高澤友紀子委員から欠席の届けが出ております。

これより、令和7年厚木市農業委員会9月定例総会を開会いたします。

議事録署名人を選出したいと思いますが、議長指名でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

<議長>

それでは、4番の井上慎一委員、5番の曾根義久委員にお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

日程に入ります。

日程1、「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「市街化区域内農地転用の届出に係る専決処理」について、御報告いたします。

今回報告する対象は、8月13日から9月10日までに受付したもので、それぞれ届出内容を精査しましたところ、適法であると認められましたので、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に基づき専決処理をしたものでございます。

総括表に基づき御報告いたします。

法第4条につきましては、3件、5筆、面積は2,202平方メートルでございます。

法第5条につきましては、7件、8筆、面積は1,330.47平方メートルでございます。

法第4条及び第5条の総計は、10件、13筆、面積は3,532.47平方メートルでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程2、「農地法第3条の3の規定による届出」について議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第3条の3の規定による届出」について、御報告いたします。
相続等による農地法の許可を要しない権利取得について、8月13日から9月10日までに受付した
ものについてそれぞれ内容を適正と認め、受理通知書を交付いたしましたので、総括表に基づき御
報告いたします。

被相続人は10人、農地の所有権を取得された相続人は17人、筆数は延べ100筆、面積は延べ
51,181.51平方メートルでございます。あっせんの希望は全て無しでございます。

なお、届出内容の説明につきましては、先に議案書を送付させていただいておりますので、省略
させていただきます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程3、「農地法第18条第6項の規定による通知」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<事務局長>

ただいま議題となりました「農地法第18条第6項の規定による通知」について御報告いたします。
御報告する案件は1件でございます。

対象地は温水字浅間山2筆、登記地目はともに田で、合計面積は1,586平方メートルでございます。

賃貸人は温水にお住まいのAさん、賃借人は愛名にお住まいの被相続人B相続人Cさんでござい
ます。

賃借人の死亡により、令和7年9月8日に合意解約されたものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程4、「相続税の納税猶予に関する適格者証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました「相続税の納税猶予に関する適格者証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

証明願提出者は、愛名にお住まいのDさんです。

父のEさんが令和7年1月13日にお亡くなりになったことから農地を相続し、これらの農地について相続税の納税猶予を受けるため、証明願が令和7年8月7日に提出されたものです。

相続税の納税猶予の特例適用となる農地は、飯山字千頭道上1筆、同字上河原3筆、同字柳背1筆、同字西台下1筆、温水字浅間山2筆、愛名字萩原1筆、登記地目は全て田、合計面積は7,195平方メートルの農地です。

本証明願を受け、本人の立会いのもと現地調査を行ったところ、農地として良好に管理されており、営農意欲をお伺いしたところ、適格者として判断できましたことから、適格者証明を交付したものでございます。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程5、「農地法の適用を受けない土地の証明」についてを議題といたします。

事務局の報告を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました、「農地法の適用を受けない土地の証明」について、御報告いたします。

御報告する案件は1件でございます。

証明願の提出者は、愛甲西3丁目にお住まいのFさん、対象地は愛甲西3丁目1筆、登記地目は畑、面積は489平方メートルでございます。

当該地につきましては、昭和43年頃から山林化し、現在に至っているもので、平成26年撮影の航空写真で確認できます。

これらの経過を踏まえ、早川暁委員に資料等による確認をいただいたものです。

説明は、以上でございます。

<議長>

ただいまの報告について、質問がありましたらお願いします。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、次に進めさせていただきます。

日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は6件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は飯山字平山下2筆、現況地目はともに畑、合計面積は236平方メートルです。

渡人は飯山南1丁目にお住まいのGさん、受人は森の里3丁目にお住まいのHさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人のみです。

続いて2番でございます。

対象地は上落合字広町2筆、現況地目はともに田、合計面積は981平方メートルです。

渡人は上落合にお住まいのIさん、受人は上落合にお住まいのJさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

続いて3番でございます。

対象地は下津古久字鎌田2筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,487平方メートルです。

渡人は下津古久にお住まいのKさん、受人は下津古久にお住まいのLさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、施設野菜、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、配偶者、義父及び義母の4人です。

続いて4番でございます。

対象地は愛甲字堀添2筆、長谷字依胡田3筆、現況地目は全て田、合計面積は1,987平方メートルです。

渡人は愛甲東2丁目にお住まいのMさん、受人は中町4丁目の株式会社N代表取締役Oさんです。

経営規模拡大のための売買契約による所有権移転で、水稻の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター2台、耕うん機、田植機、コンバイン等。

労働力につきましては、本人及び従業員の2人です。

続いて5番でございます。

対象地は山際字下中原2筆、現況地目はともに畑、合計面積は1,649平方メートルです。

渡人は山際にお住まいのPさん、受人は山際にお住まいのQさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、耕うん機。

労働力につきましては、本人及び父の2人です。

最後に6番でございます。

対象地は酒井字新宿1筆、現況地目は田、面積は416平方メートルです。

渡人は愛甲東3丁目にお住まいのRさん、受人は愛甲東3丁目にお住まいのSさんです。

農業経営安定のための贈与契約による所有権移転で、露地野菜の利用が予定されております。

受人の保有する機械につきましては、トラクター、耕うん機、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人、父及び母の3人です。

なお、1番から6番の全てにおいて、農地法に規定する各規準については満たしています。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程6、議案第36号「農地法第3条の規定による許可申請」について、許可することに決しました。

次に、日程7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

<農地管理係主事>

ただいま議題となりました議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」について、御説明いたします。

お諮りする案件は4件でございます。

初めに1番でございます。

対象地は及川字開戸1筆、登記地目は畑、面積は1,387平方メートルです。

受人は横浜市都筑区東方町の株式会社T代表取締役Uさん、渡人は及川にお住まいのVさんです。

本申請は、所有権移転による資材置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、500メートル以内に睦合西地区市民センターが存する第2種農地です。

受人は横浜市都筑区の法人で、主に神奈川県内での解体工事請負が多く、受注が増加したことに伴い、解体工事関連の資材及び重機の置場が不足したため今回申請されたものです。

申請地の北側、東側及び西側は畑、南側は道路及び一体利用する開発区域に接しております。

出入口は一体利用する申請地南側の非農地部分に設け、農地転用申請区域に当たる部分は全面転圧・砂利敷きする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、農地に接する北側、東側、西側部分には鋼板柵を新設し、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

本申請は開発面積が500平方メートル以上のため、市の住みよいまちづくり条例の対象となっており、手続き中でございます。

なお、位置図で確認できるとおり、申請地南側に非農地の土地がありますが、申請地と一体利用する同一施設として同条例の事業対象区域となっております。

続いて2番でございます。

対象地は長谷字反町3筆、登記地目はともに田、合計面積は1,560平方メートルの内150平方メートルです。

受人は東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目の株式会社W代表取締役Xさん、渡人は長谷にお住まいのYさん外3人です。

本申請は、使用貸借権設定によるボーリング調査のための一時転用許可申請です。

一時転用期間は、令和7年10月21日から令和7年11月7日までの18日間です。

農地区分は、農業振興地域の整備に関する法律第8条により農用地として利用すべきと定められた農用地ですが、架設工作物の設置祖その他の一時利用を目的に3年以内の一時転用が認められるものです。

受人は厚木市長谷南部土地区画整理組合設立準備会から事業認定に向けた淳ぶ業務を代行して行う、東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目の法人で、土地区画整理事業調査に係る地質調査に伴うボーリング調査を実施するため申請されたものです。

申請地は調査箇所各所、作業用機械が入る通路側に道路が接しており、それ以外は田が接しております。ボーリング作業を実施する調査箇所の掘削を除き、接道に配置したクレーン車から着雪調査機器・設備を設置するため、造成工事等による形質の変更はありません。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

続いて3番でございます。

対象地は愛甲東3丁目2筆、登記地目はともに畑、合計面積は458平方メートルです。

受人は東京都千代田区神田東松下町の株式会社Z代表取締役aさん、渡人は愛甲東3丁目にお住まいのbさんです。

本申請は、賃借権設定による駐車場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に東名高速道路厚木インターチェンジが存する第3種農地です。

受人は東京都千代田区神田東松下町の法人で、近年、特に厚木市内を中心に、神奈川県央・県西地域におけるコンテナボックス設置需要が増え、メンテナンス等の維持管理が増加したことに伴い、

特に設置箇所が増加している厚木市内の県央・県西地域へのアクセスがしやすい場所に拠点が必要となったことから、今回の申請地を選定され申請されたものです。

申請地の東側は道路、南側は畑、西側及び北側は雑種地に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、駐車場とする計画でございます。

東側及び南側の道路の交差点の隅切り部分に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、東側及び北側に鋼板柵を新設し、南側は本議案の4番にて設置される鋼板柵、西側は隣地既設のブロックにより、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

最後に4番でございます。

対象地は愛甲東3丁目2筆の一部、登記地目はともに畑、合計面積は1,044平方メートルのうち490.12平方メートルです。

受人は東京都中央銀座6丁目の株式会社c代表取締役dさん、渡人は愛甲東3丁目にお住まいのbさんです。

本申請は、賃借権設定による車両置場設置のための転用許可申請です。

農地区分は、300メートル以内に東名高速道路厚木インターチェンジが存する第3種農地です。

受人は東京都中央区銀座6丁目の法人で、現在、近隣で給油取扱所を営んでおります。給油取扱所では、車両整備も行っており、新たにユーザー車検業務を行うこととなり、預かった車両の一時保管場所が新たに必要となったことから、今回申請されたものです。

申請地の東側は道路、南側は畑、北側は畑、西側は雑種地及び宅地に接しております。

東側に出入口を設け、全面転圧・砂利敷きし、車両置場とする計画でございます。

隣接地等への被害防除措置として、出入口を除き、東側、南側及び北側には鋼板柵、西側には隣地側の既設ブロック及び擁壁により、土砂・雨水及び表流水の流出を防止するものです。

農地法第5条第2項第4号に規定する周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれにつきましては、現地を確認したところ、日照や通風については特に支障を生ずるおそれはないものと判断されます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 7、議案第37号「農地法第5条の規定による許可申請」については、許可相当として県に進達することに決しました。

次に、日程 8、議案第38号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

<都市農業支援担当主幹>

ただ今議題となりました、議案第38号、「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、御説明いたします。

今月は貸借の開始期が令和7年11月1日のものについてお諮りいたします。

「農地中間管理権の設定関係」、こちらは、農地の所有者と農地中間管理機構との間の権利設定の部分となりますが、案件としましては、18件、33筆、合計面積は19,305平方メートルでございます。農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が7件、新規が11件でございます。

権利の種類としては、賃貸借権が1件、使用貸借権が17件で、設定期間については、3年間で16件、6年間で1件、9年間で1件でございます。

次に、「賃借権又は使用貸借による権利の設定関係」、こちらは、農地中間管理機構と転借を受ける耕作者との間の権利設定の案件となりますが、案件としましては、13件、33筆、合計面積は19,305平方メートル。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用集積計画からの移行が7件、新規が6件でございます。

権利の種類としては、賃貸借権が1件、使用貸借権が12件で、設定期間については、3年間で11件、6年間で1件、9年間で1件でございます。

なお、転借人については農用地の全てについて耕作を行うことが認められ、また、耕作に必要な農作業に常時従事することが認められるものであり、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第5項に規定にする要件を満たしているものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 8、議案第38号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 挙手全員]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 8、議案第38号「農用地利用集積等促進計画作成の要請」について、原案のとおり決しました。

次に、日程 9、議案第39号「国有農地等の売払い」についてを議題とします。

<農地管理係主事>

ただいま、議題となりました議案第39号「国有農地等の売払い」について御説明いたします。

お諮りする案件は1件でございます。

対象となる農地は、愛甲字川久保1筆、現況地目は畑、面積は461平方メートルです。

今回、国有農地の公売が行われ、入札参加申込が1件ありました。

入札参加者は愛甲西3丁目にお住まいのFさんです。

申請地については、露地野菜の利用が予定されております。入札参加所の保有する機械につきましては、トラクター、田植機、コンバイン。

労働力につきましては、本人及び妻の合計2人です。

本申請に際し、令和7年8月27日に現地調査及び御本人に聞き取り調査を行った結果、現地は入札参加者が所有している農地に隣接しており、農業経営の拡大をしたい旨を伺いました。

また、本人の農業経験や営農意欲等が十分にあると判断されます。

つきましては、入札参加者について、農地法第3条第2項各号に該当しないものとし、農地法施行規則第95条第1項に該当するものとし、回答したいと考えております。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

<議長>

説明が終わりました。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

[質疑なし]

<議長>

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

日程 9、議案第39号「国有農地等の売払い」について、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[採決 全員挙手]

<議長>

挙手全員。

よって、日程 9、議案第39号「国有農地等の売払い」については、事務局の説明のとおり決定されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年厚木市農業委員会9月定例総会を閉会いたします。

令和7年9月26日

議 長

議事録署名人

議事録署名人
